

ISO マネジメントシステムの認証機関の移転手順

1 “新” 認証機関の決定 (認証機関を審査・登録機関とも呼びます。)

2 “新” 認証機関（以下、当社と表示）へ関係資料を送付

送付資料（全て「写」）

- (1) 最新の維持審査報告書及び更新審査報告書
不適合の指摘があった場合は是正報告書も含む
- (2) 現在のマニュアル（あれば）
- (3) 組織図及び登録証の写し（現在、手元にあるもの）

3 「質問書」「認証覚書」の確認と返送

- (1) 「質問書」の確認と返送
関係資料から確認可能な範囲で記入した「質問書」を当社から送付します。
内容を確認いただき、必要な場合は訂正、追記の上、当社へ返送ください。
- (2) 「認証覚書」の記入・捺印と返送
記入済の「認証覚書」を当社から送付します。内容を確認、署名・捺印の上、当社へ返送ください。（社印を廃止された場合は捺印は不要）

4 移転調査（必要により約半日）

質問書の内容について調査が必要な場合、担当者が訪問し、半日程度の調査をする場合があります。

5 登録証の入手

質問書等入手後、約 1 か月～1 か月半程度で登録証が発行されます。

現在の認証機関に対する処置事項

- (1) 現在の認証機関へ審査登録業務の解約を連絡
注) 新登録証の入手前に解約されると、新登録証入手までの期間が認証失効の状態となります。解約手続きは**新登録証の入手後に開始**されますようご注意ください。
- (2) 現在の認証機関の解約書類、手順の説明に従っての解約手続き
【返送が必要な事物】（認証機関によって若干異なります）
 - 1) 必要事項を記入・捺印した解約文書
 - 2) 「登録証」及び「審査登録業務委託契約書」等
- (3) 「認証機関の移転予定表（チェックリスト）」裏面参照



世界 30 か国で 20,000 社超の審査登録実績 GIC グループ
株式会社 GIC ジャパン

新認証機関の決定から新「登録証」の入手までの手順（認証機関の移転予定表）

株式会社 GICジャパン 審査部

「認証機関を即、移転する場合」

定期（例年）の審査時期に拘わらず、即、移転する場合の方法を説明します。
ご質問及びご希望等何なりと遠慮なくご一報下さい。
なお、定期審査（維持、更新）に併せての移転も可能です。

「新認証機関の決定から新登録証の入手までの手順の概要」（チェックリストとしてご利用下さい）

手順	実施事項	ご予定	実施
1	新認証機関の決定 （認証機関を審査・登録機関とも呼びます。）		
2	関係資料の新認証機関（以下「当社」と表示）への送付 送付いただく資料（全て「写」です。） （1）最新の維持審査報告書及び最新の更新審査報告書 不適合の指摘があった場合、是正済報告書も含みます。 （2）現在のマニュアル（あれば） マニュアルの見直しの必要はありません。 （3）組織図及び登録証の写し（現在お持ちの登録証です。）		
3	「質問書」及び「認証覚書」の確認・返送 （1）当社から記入済「質問書」を送付致します。 上記2項の関係資料を入手・確認後、当社で可能な範囲で記入・作成した「質問書」を送付致します。 「質問書」の内容をご確認いただき、必要な場合は訂正・追記し、管理責任者様等が役職、氏名をご記入、当社へご返送下さい。 （2）「認証覚書」への記入・捺印 当社から記入済「認証覚書」を送付しますので内容をご確認後、経営者又は管理責任者様の署名及び社印を捺印し、当社へご返送下さい。 （社印を廃止された場合は、捺印は不要です）		
4	移転調査（必要により半日程度） 質問書の内容について調査が必要な場合、担当者が訪問し、半日程度の調査をする場合があります。		
5	登録証の入手 質問書等入手後、登録証発行までに約1か月～1か月半程度要しますので、ご了承ください。	—	—
その他	現在の認証機関に対するご処置 （1）GICジャパンからの新登録証入手後、現在の認証機関へ審査登録（認証）業務の解約を電話でご連絡下さい。 なお、新認証機関の新登録証を入手する前に解約をされますと、新登録証発行・入手までの期間が認証失効の状態となりますので、新登録証の入手後に手続きを開始してください。 （2）現認証機関より、解約に必要な手順を説明し、解約文書/登録証の返送の依頼がありますのでそれらを返送して下さい。 【返送する事物】（認証機関によって若干異なります） ①契約の解約文書に必要事項を記入、捺印し返送して下さい。 （解約理由は、「諸般の事情で解約します」等、一般的な内容で宜しいです。） ②保有の「登録証」及び「審査登録業務委託契約書」等 これで終了です。	—	—